

平成 23 年度税制改正（租税特別措置）見直し事項 **（廃止）**・縮減）

（農林水産省）

<p>制 度 名</p>	<p>特定の事業用資産の買換え及び交換の場合の譲渡所得の課税の特例 （土地改良事業により造成された埋立地又は干拓地の区域の内外の資産）</p>				
<p>税目（条文番号）</p>	<p>所得税・法人税（措法第 37 条第 1 項の表第 7 号及び表第 13 号、第 37 条の 4、65 条の 7、65 条の 8、65 条の 9、68 条の 78、68 条の 79、68 条の 80）</p>				
<p>見 直 し の 内 容</p>	<p>所得税は平成 23 年 12 月 31 日まで、法人税は平成 23 年 3 月 31 日までが適用期限となっている本措置について、延長要望を行わない。</p> <p>（制度の概要） 個人又は法人が、特定地域内にある土地建物等を譲渡し、特定地域内（埋立地又は干拓地）にある土地建物等を取得し、かつ、その取得の日から原則として 1 年以内に土地建物等を取得して事業の用に供した場合又はその見込みがあるときは、譲渡資産の譲渡収入金額が買換資産の取得価格以下の場合には譲渡収入金額の 80%（譲渡資産の譲渡収入金額が買換資産の取得価格を超える場合は取得価格の 80%）に相当する部分について譲渡所得の課税の繰延べを認める。</p> <table border="1" data-bbox="874 1032 1489 1137"> <tr> <td data-bbox="874 1032 1219 1137"> <p>平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）</p> </td> <td data-bbox="1222 1032 1489 1137"> <p>0 百万円 （ －百万円）</p> </td> </tr> </table>			<p>平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）</p>	<p>0 百万円 （ －百万円）</p>
<p>平年度の増収見込額 （制度自体の減収額）</p>	<p>0 百万円 （ －百万円）</p>				
<p>廃 止 又 は 縮 減 の 理 由</p>	<p>本措置の現状は次のとおりである。</p> <p>①制度創設から約 40 年を経過していること【昭和 44 年度創設】 ②直近過去 5 年間の適用実績がなく、当面の見込みもないこと</p> <p>これらを踏まえ、租税特別措置の見直しに関する基本方針に基づき、政策目標の実現に向けた手段としての有効性等を厳格に検証した結果、政策手段としての合理性、有効性、相当性の観点から廃止することとする。</p>				